

NPO 法人群馬県歯科衛生士会
会 員 各 位

令和2年4月17日（金）

NPO 法人群馬県歯科衛生士会
会 長 入 山 久 美 子

緊急事態宣言の対象地域の拡大に対し、業務縮小のお願い

会員の皆さまには日頃より当会会務にご協力いただき感謝申し上げます。

昨夜の緊急事態宣言の対象地域の拡大に対し、群馬県歯科衛生士会として、現在の状況を鑑み地域歯科保健、高齢者施設等の口腔健康管理、および口腔衛生管理に従事している会員の皆様に業務の縮小をお願いいたします。

コロナウイルス感染の予防という考え方から県内各市町村では、乳幼児健診等の中止が多くなっており、高齢者施設等でも口腔健康管理、および口腔衛生管理の業務を中止する施設が増えております。状況の改善が確認できるまで、会員の皆さまには、緊急時を除き、業務の中止、縮小をお願いいたします。尚、必要に応じて、関係各所との連携及び連絡等は、密に取っていただき、衛生士会としての意向を説明していただきたいと思っております。

また、勤務先が固定化している会員の皆さまは、勤務先の院長、管理者、上司等の指示に従っていただきますようお願いいたします。

会員の皆さまには、今まで以上に、自己の健康管理に留意し、医療の一端を担う歯科衛生士としての自覚を持ち、責任ある行動をとっていただきますよう、伏してお願い申し上げます。

以上